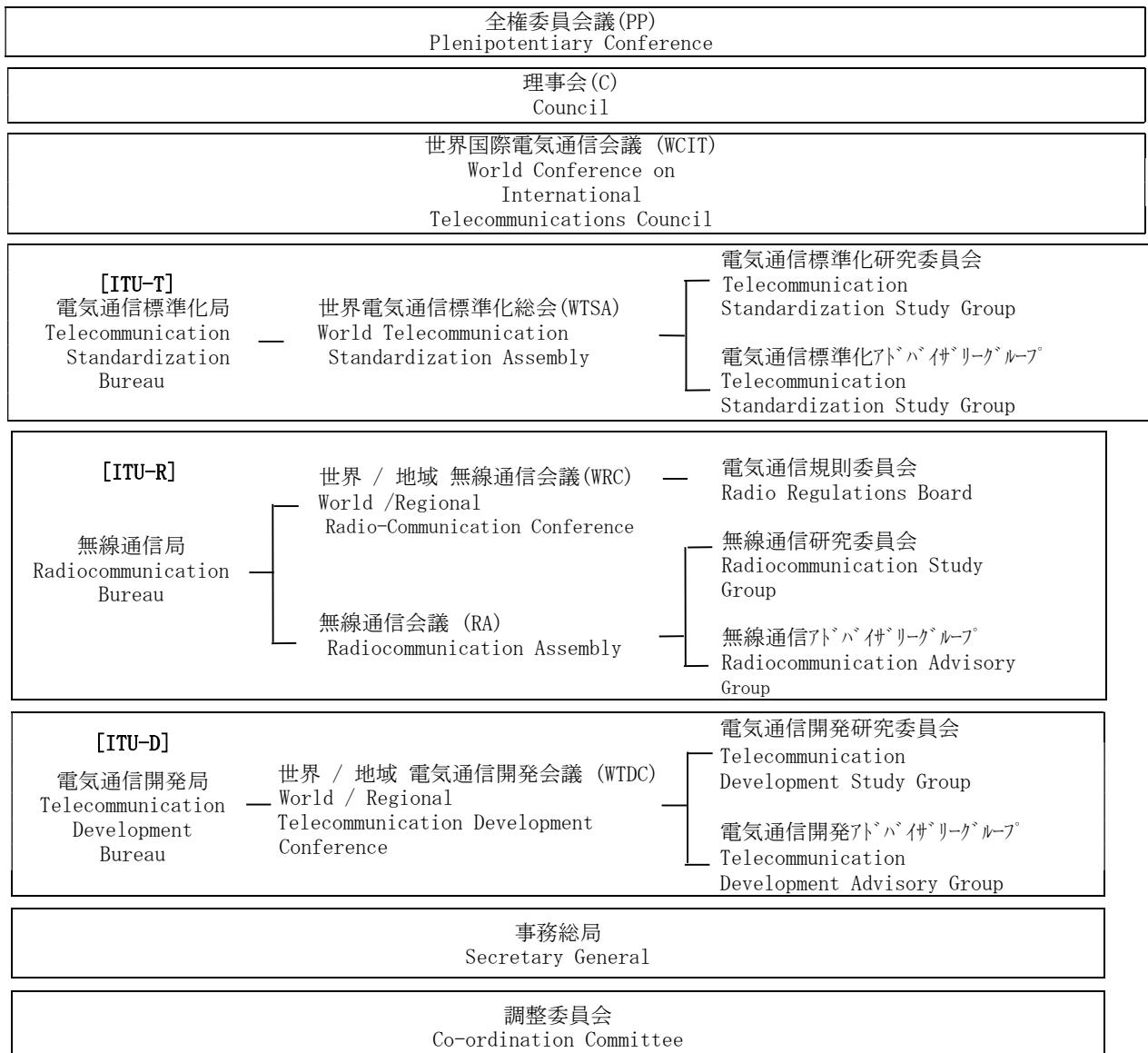


## 第2章 国際電気通信法規

国際電気通信連合 (ITU : International Telecommunication Union)

国際連合の専門組織のひとつ。電気通信に関する事柄を扱う。本部はジュネーブ。

連合の構成員	構成国 (Member States) : 193	(国)
	部門構成員 (Sector Members) : 568	(構成国が認める事業体、学術団体など)
	準構成員 (Associates) : 199	(部門構成員以外の事業体、学術団体など)
	教育機関 (Academia) : 159	

国際電気通信連合 (ITU) の組織

## 連合の文書（憲章第4条）

連合の文書	国際電気通信連合憲章(Constitution of the International Telecommunication Union)	
	国際電気通信連合条約(Convention of the International Telecommunication Union)	
	業務規則 国際電気通信規則(International Telecommunication Regulations:ITR) 無線通信規則(Radio Regulations:RR)	

## 第1節 国際電気通信連合憲章

憲章は、前文、9章58条の規則及び附属書からなり、連合の目的、構成、組織、電気通信に関する原則的規定及び条約の改廃などの基本的事項を規定。

憲章の前文には次のような記載がある。

「国際電気通信連合の基本文書であるこの憲章及びこれを補足する国際電気通信連合条約（以下「条約」という。）の締約国は、各国に対してその電気通信を規律する主権を十分に承認し、かつ、平和並びにすべての国の経済的及び社会発展の維持のために電気通信の重要性が増大していることを考慮し、電気通信の良好な運用により諸国民の間の平和的関係及び国際協力並びに経済的及び社会的発展を円滑にする目的を持って、次のとおり協定した。」

“While fully recognizing the sovereign right of each State to regulate its telecommunication and having regard to the growing importance of telecommunication for the preservation of peace and the economic and social development of all States, the States Parties to this Constitution, as the basic instrument of the International Telecommunication Union, and to the Convention of the International Telecommunication Union (hereinafter referred to as "the Convention") which complements it, with the object of facilitating peaceful relations, international cooperation among peoples and economic and social development by means of efficient telecommunication services, have agreed as follows: “

### 国際電気通信連合憲章 目次

前文	第30条 連合の所在地
第1章 基本規定	第31条 連合の法律上の能力
第1条 連合の目的	第32条 会議及び他の会合の内部規則
第2条 連合の構成	第6章 電気通信に関する一般規定
第3条 連合員の権利及び義務	第33条 國際電気通信業務を利用する公衆の権利
第4条 連合の文書	第34条 電気通信の停止
第5条 定義	第35条 業務の停止
第6条 連合の文書の実施	第36条 責任
第7条 連合の組織	第37条 電気通信の秘密
第8条 全権委員会議	第38条 電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護
第9条 選挙及び関係事項に関する原則	第39条 違反の通告
第10条 理事会	第40条 人命の安全に関する電気通信の優先順位
第11条 事務総局	第41条 官用電気通信の優先順位
第2章 無線通信部門	第42条 特別取極
第12条 任務及び組織	第43条 地域的会議、地域的取極及び地域的機関
第13条 無線通信会議及び無線通信総会	第7章 無線通信に関する特別規定
第14条 無線通信規則委員会	第44条 無線周波数スペクトル及び対地静止衛星軌道の使用
第15条 無線通信研究委員会	第45条 有害な混信
第16条 無線通信局	第46条 遭難の呼出し及び通報
第3章 電気通信標準化部門	第47条 虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号
第17条 任務及び組織	第48条 国防機関の設備
第18条 世界電気通信標準化会議	第8章 国際連合その他の国際機関及び非連合員との関係
第19条 電気通信標準化研究委員会	第49条 国際連合との関係
第20条 電気通信標準化局	第50条 その他の国際機関との関係
第4章 電気通信開発部門	第51条 非連合員との関係
第21条 任務及び組織	第9章 最終規定
第22条 電気通信開発会議	第52条 批准、受諾又は承認
第23条 電気通信開発研究委員会	第53条 加入
第24条 電気通信開発局	第54条 業務規則
第5章 連合の運営に関するその他の規定	第55条 この憲章の改正に関する規定
第25条 世界国際電気通信会議	第56条 紛争の解決
第26条 調整委員会	第57条 この憲章及び条約の廃棄
第27条 連合の役員及び職員	第58条 効力発生及び関係事項
第28条 連合の会計	
第29条 言語	附属書 國際電気通信連合の憲章、条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義

## 1. 電気通信に関する一般規定（憲章 第6章 第33条～第41条）

項目	概要	規定条文
国際電気通信業務を利用する公衆の権利	構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。業務、料金及び保証は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。	第33条
電気通信の停止	構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止及び切断する権利を留保する。	第34条
業務の停止	構成国は、国際電気通信業務を全般的に、又は一部に限って、停止する権利を留保する。停止する旨を事務総局長を経由して直ちに他の構成国に通知する。	第35条
責任	構成国は、国際電気通信業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に関しては、いかなる責任も負わない。	第36条
電気通信の秘密	構成国は、国際通信の秘密の保護を確保するための措置をとることを約束する。	第37条
電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護	構成国は、電気通信路及び設備の最良状態での維持、管理及び保護並びに最新技術の導入に留意する。	第38条
違反の通告	構成国は、憲章、条約及び業務規則に対する違反に関し、相互に通報する。	第39条
人命の安全に関する電気通信の優先順位	構成国は、人命の安全に関するすべての電気通信並びにWHOの伝染病に関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的優先順位を与える。	第40条
官用電気通信の優先順位	構成国は、官用電気通信は、利用者の要求がある場合には、可能な範囲で優先的に取り扱う。	第41条

## 2. 無線通信に関する特別規定（憲章 第7章（第44条～第48条））

項目	概要	規定条文
無線周波数スペクトル及び対地静止衛星軌道の使用	構成国は、周波数の利用を必要最小限にとどめるよう努める。構成国は、対地静止衛星軌道の公平かつ効果的な利用に留意する。	第44条
有害な混信	構成国は、有害な混信を生じさせない措置を執る義務を負う。	第45条
遭難の呼出し及び通報	無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いざれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。	第46条
虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号	構成国は、虚偽の遭難通信等の伝送及び流布を防止並びにそれを行う局の探知及び識別のための措置を執る。	第47条
国防機関の設備	構成国は、軍用無線設備について完全な自由を保有する。	第48条

## 第2節 国際電気通信連合条約

条約は、6章42条の規則と附属書からなり、憲章を補足するかたちで、連合の運営、総会及び諸会議、財務、通信料金の国際精算に係わる原則、相互通信に係わる原則、暗語の使用、紛争の仲裁、条約の改正に関するなどを定め、連合の運用に関わる事項を規定。

国際電気通信連合条約 目次	
<b>第1章 連合の運営</b>	<b>第2章 会議及び総会に関する特別の規定</b>
<b>第1節</b>	<b>第23条 全権委員会議への参加の承認</b>
<b>第1条 全権委員会議</b>	<b>第24条 無線通信会議への参加の承認</b>
<b>第2条 選挙及び関連事項</b>	<b>第25条 無線通信総会、世界電気通信標準化総会及び電気通信開発会議への参加の承認</b>
<b>第3条 その他の会議</b>	<b>第26条～第30条 = 削除 =</b>
<b>第2節</b>	<b>第31条 会議のための委任状</b>
<b>第4条 理事会</b>	<b>第32条 連合の会議、総会及び会合の一般規則</b>
<b>第3節</b>	<b>第32条のA 投票権</b>
<b>第5条 事務総局</b>	<b>第32条のB 留保</b>
<b>第4節</b>	<b>第3章 = 削除 =</b>
<b>第6条 調整委員会</b>	<b>第4章 その他の規定</b>
<b>第5節 無線通信部門</b>	<b>第33条 会計</b>
<b>第7条 世界無線通信会議</b>	<b>第34条 会議の会計上の責任</b>
<b>第8条 無線通信総会</b>	<b>第35条 言語</b>
<b>第9条 地域無線通信会議</b>	<b>第5章 電気通信業務の運用に関する諸種の規定</b>
<b>第10条 無線通信規則会議</b>	<b>第36条 料金及び料金の免除</b>
<b>第11条 無線通信研究委員会</b>	<b>第37条 計算書の作成及び決済</b>
<b>第12条 無線通信局</b>	<b>第38条 貨幣単位</b>
<b>第6節 電気通信標準化部門</b>	<b>第39条 相互通信</b>
<b>第13条 世界無線通信標準化会議</b>	<b>第40条 暗語</b>
<b>第14条 電気通信標準化研究委員会</b>	<b>第6章 仲裁及び改正</b>
<b>第15条 電気通信標準化局</b>	<b>第41条 仲裁手続</b>
<b>第7節 電気通信開発部門</b>	<b>第42条 この条約の改正に関する規定</b>
<b>第16条 電気通信開発会議</b>	<b>附属書 国際電気通信連合の条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義</b>
<b>第17条 電気通信開発研究委員会</b>	
<b>第17条のA 電気通信開発諮問委員会</b>	
<b>第18条 電気通信開発局</b>	
<b>第8節 3部門に共通の規定</b>	
<b>第19条 主管庁以外の団体及び機関の連合の活動への参加</b>	
<b>第20条 研究委員会の業務の方法</b>	
<b>第21条 会議が他の会議に対して提出する勧告</b>	
<b>第22条 各部門相互の関係及び各部門と国際機関との関係</b>	

- (1) 連合の運営 (第1章 第1条～第22条)
- (2) 会議及び総会に関する特別の規定 (第2章 第23条～第31条)
- (3) 会計 (第4章 第33条～第34条)
- (4) 電気通信業務の運用に関する規定 (第5章)
- (5) 仲裁及び改正 (第6章)

## 第3節 国際電気通信規則 (ITR : International Telecommunication Regulations)

国際電気通信規則は連合の業務規則のひとつで、憲章第1条に掲げる連合の目的を達成するために、電気通信業務に係わる次の事項について規定する。

- ① 国際間における電気通信業務の提供、運用、料金の設定・決済
- ② 国際間の電気通信業務に使用される基盤的な電気通信手段に関する一般規則
- ③ 主官庁並びに認められた私企業に適用する規則

## 第4節 無線通信規則 (RR : Radio Regulations)

RRに於いては、電波を「人工的導波体のない空間を伝搬する当面3000GHzより低い周波数の電磁波」と定義している (RR1.6)。現在、実際に利用されている電波の周波数は、技術的な制約等から300GHz程度までで、100MHzから30GHzの周波数帯に利用が集中している。

また、空間を伝搬する電波は、本質的に、混信の可能性を秘めていて、混信が一定の限度を超えると、通信は不可能になることから、次の主要テーマの下、無線通信に係る事項を規定。

- ① 希少かつ限りある資源である電波の有効な利用、
- ② より多くの周波数資源を利用可能にする技術の開発、
- ③ 円滑な通信を確保するための混信の制御、

電気通信のうち、無線通信に係る事項を規定。無線通信規則の基本項目

無線周波数スペクトル及び静止衛星軌道の公平かつ合理的な利用の促進
遭難及び安全通信のための周波数の有害な混信からの保護とその利用の保証
異なる主官庁の無線通信間の有害な混信の防止と解決の援助
すべての無線通信の効率的及び効果的な運用の促進
新たな無線通信技術の応用を提供及び必要に応じたその規律

### 無線通信規則 目次

前文	第VII章 遭難通信及び安全通信
第I章 用語及び技術特性	第30条 総則
第1条 用語及び定義	第31条 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) のための周波数
第2条 呼称	第32条 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) のための運用手続
第3条 局の技術特性	第33条 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) における緊急通信及び安全通信のための運用手続
第II章 周波数	第34条 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) における警報信号
第4条 周波数の割当て及び使用	第VIII章 航空業務
第5条 周波数の分配	第35条 序文
第6条 特別協定	第36条 局の責任者の権限
第III章 周波数割当て及び計画変更の調整、通告及び登録	第37条 通信士の証明書
第7条 手続の適用	第38条 人事
第8条 國際周波数登録原簿に登録されている周波数割当ての地位	第39条 局の検査
第9条 他の主管庁との調整の実施又は同意を得るための手続	第40条 局の執務時間
第10条 (未使用)	第41条 海上業務を行う局との通信
第11条 周波数割当ての通告及び登録	第42条 局が遵守する条件
第12条 5900-26100kHzの間で放送業務に分配されたHF帯の季節別計画	第43条 周波数の使用に関する特別条件
第13条 無線通信局への指示	第44条 通信の優先順位
第14条 無線通信局の判定又はその他の決定の見直しのための手続	第45条 一般的な通信手続
第IV章 混信	第IX章 海上業務
第15条 混信	第46条 指揮者の権限
第16条 國際監視	第47条 無線通信士証明書
第V章 管理規定	第48条 職員
第17条 秘密	第49条 局の検査
第18条 許可書	第50条 局の執務時間
第19条 局の識別	第51条 海上業務で遵守する条件
第20条 業務書類	第52条 周波数の使用に関する特別規定
第VI章 業務及び局に関する規定	第53条 通信の優先順位
第21条 1GHz以上の周波数帯を共用する地上及び宇宙業務	第54条 選択呼出し
第22条 宇宙業務	第55条 モールス通信
第23条 放送業務	第56条 狹帯域直接印刷電信
第24条 固定業務	第57条 無線電話
第25条 アマチュア業務	第58条 海上無線通信のための料金及び計算
第26条 標準周波数報時業務	第59条 無線通信規則の暫定的適用
第27条 実験局	付録
第28条 無線測位業務	
第29条 電波天文業務	

## 1. 用語、定義及び呼称（第I章、第1条～第2条）

## 1) 用語の定義

一般用語	(RR1.2～RR1.15)	周波数の共用	(RR1.166～RR1.176)
周波数の管理に関する特別用語	(RR1.16～RR1.18)	宇宙に関する技術用語	(RR1.177～RR1.191)
無線業務	(RR1.19～RR1.60)	周波数帯及び波長帯	(RR2.1～RR2.2)
無線局及び無線方式	(RR1.61～RR1.115)	日付及び日時	(RR2.3～RR2.6)
運用に関する用語	(RR1.11～RR1.136)	発射の表示	(RR2.7)
発射及び無線機器の特性	(RR1.13～RR1.165)		

## 2) 電波の周波数の単位にはHz(ヘルツ)を用いる。表示は原則として次の方法による(RR2.1)

3,000kHz以下の周波数の電波	kHz(キロヘルツ)
3,000kHzを超える3,000MHz以下の周波数の電波	MHz(メガヘルツ)
3,000MHzを超える3,000GHz以下の周波数の電波	GHz(ギガヘルツ)

## 3) 電波の呼称(周波数スペクトルの区分)等 (RR2.1)

周波数 (下端を含み上端を除く)	波長 (周波数下端--)	周波数帯 の番号	記号	メートルによる 区分	メートル略号	我が国での呼称
3～30Hz	100000km--	1	ELF			
30～300Hz	10000km--	2	SLF			
300～3000Hz	1000km--	3	ULF			
3～30kHz	100km--	4	VLF	ミリメートル波	B.Mam	超長波
30～300kHz	10km--	5	LF	キロメートル波	B.km	長波
300～3000kHz	1km--	6	MF	ヘクトメートル波	B.hm	中波
3～30MHz	100m--	7	HF	デシメートル波	B.dam	短波
30～300MHz	10m--	8	VHF	メートル波	B.m	超短波
300～3000MHz	1m--	9	UHF	デシシメートル波	B.dm	極超短波
3～30GHz	10cm--	10	SHF	センチメートル波	B.cm	マイクロ波 準ミリ波
30～300GHz	1cm--	11	EHF	ミリメートル波	B.mm	ミリ波
300～3000GHz	1mm--	12		デシミリメートル波		サブミリ波

## 4) 業務と局の種別

局	無線通信業務又は電波天文業務を行うために1の場所において必要な1若しくは2以上の送信機若しくは受信機又は送信機及び受信機の組合せ(附属装置を含む)
業務	利用の形態及び目的による電波の使い方の分類
局の種別	恒久的又は一時的に運用する業務による局の分類

各業務を具体的に実現するのが「局」となる。

## 業務と局の種別（RR 第1条）

業務の分類			無線局の種別
固定業務			固定局
固定衛星業務			陸上地球局、基地地球局、海岸地球局、航空地球局
衛星間業務			
宇宙運用業務			
	陸上移動業務		移動局、陸上局、基地局、陸上移動局
移動業務	海上移動業務	港務通信業務	海岸局、船舶局、船上通信局、港務通信局
		船舶通航業務	
	航空移動業務	航空移動（R）業務	航空局、航空機局
		航空移動（OR）業務	
移動衛星業務	陸上移動衛星業務		基地地球局、陸上移動地球局
	海上移動衛星業務		海岸地球局、船舶地球局
	航空移動衛星業務	航空移動衛星（R）業務 航空移動衛星（OR）業務	航空地球局、航空機地球局
放送業務			放送局
放送衛星業務			
無線通信業務	無線測位業務	海上無線航行業務	無線測位局、無線航行移動局、
		航空無線航行業務	無線航行陸上局、無線標識局
	無線標定業務		無線標定移動局、無線標定陸上局
無線測位衛星業務	無線航行衛星業務	海上無線航行衛星業務	
		航空無線航行衛星業務	
	無線標定衛星業務		
気象援助業務			
地球探査衛星業務	気象衛星業務		
標準周波数報時業務			標準周波数報時局
標準周波数報時衛星業務			
宇宙研究業務			
アマチュア業務			アマチュア局
アマチュア衛星業務			
安全業務			
特別業務			
電波天文業務			電波天文局

## 2. 局の技術特性（第I章、第3条, RR3.1~3.15）

局で使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射はRRの規定に従うこと。
局で使用する送信、受信及び測定装置の選択は可能な限りITU-Rの勧告に従うこと。
周波数スペクトルの効率的使用に配慮すること。
送信局は、発射する電波の質についてRRの規定に従うこと。
減幅電波(B電波)の発射は、すべての局に対して禁止されること。

上記事項を考慮して、次のように局の一般的技術特性を規定している。

- ① 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、RRに適合しなければならない。(RR3.1)
- ② 実際上の考慮と両立する限り、送信装置、受信装置及び測定装置の選択は、特にITU-Rの勧告に示される最新の技術の進歩を基礎としなければならない。(RR3.2)
- ③ 周波数スペクトルの特定の領域で使用することを目的とする送信装置及び受信装置は、そのスペクトルの隣接領域その他の領域で使用される可能性がある送信装置及び受信装置の技術特性を考慮して設計するものとする。ただし、後者の送信装置からの不要発射のレベル及び後者の受信装置の混信に対する感度を低減するために、技術的及び経済的に適切なすべての措置が執られていることを条件とする。(RR3.3)
- ④ 局において使用する装置は、ITU-Rの関係勧告に従い、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式をできる限り使用するものとする。この方式としては、取り分け、一部の周波数帯幅拡張技術が挙げられ、特に変調方式においては、単側波帯技術の使用が挙げられる。(RR3.4)
- ⑤ 送信局は、RR無線通信規則付録第2号に定める周波数許容偏差に従わなければならない。(RR3.5)
- ⑥ 送信局は、RR付録第3号に定めるスプリアス発射の許容し得る最大電力レベルに従わなければならない。(RR3.6)
- ⑦ 送信局は、一部の業務及び発射の種別に関してRRに定める帯域外発射の許容し得る最大電力レベルに従わなければならない。このレベルに関する規定がない場合には、送信局は、帯域外発射の制限に関してITU-Rの最新の勧告に示す要件をできる限り満たさなければならない。(RR3.7)
- ⑧ 周波数許容偏差及び不要発射のレベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。(RR3.8)
- ⑨ 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効果的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。必要周波数帯幅を決定するための指針は、RR付録第1号に掲げる。(RR3.9)
- ⑩ 周波数帯幅拡張技術が使用される場合には、スペクトル電力密度は、スペクトルの効率的な使用に適する最小のものでなければならない。(RR3.10)
- ⑪ スペクトルの効率的な使用のために必要となる場合には、受信機の周波数許容偏差は、いずれの業務で受信機を使用するときも、場合によりドップラー効果を考慮して、できる限り、当該業務の送信機の周波数偏差と同一のものとする。(RR3.11)
- ⑫ 受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。特に選択度特性は、発射の周波数帯幅に関する第3.9号の規定に留意して、適当なものを採用するものとする。(RR3.12)
- ⑬ 受信機の動作特性は、その受信機が、そこから適当な距離にあり、かつ、この規定に従って運用している送信機から混信を受けることがないようなものを採用するものとする。(RR3.13)
- ⑭ RRの遵守を確実にするために、主管庁は、その管轄化にある局の発射が頻繁に測定されるよう措置する。そのためには、主管庁は、必要な場合には、第16条に定める手段を執る。測定及び測定間隔は、できる限りITU-Rの最新の勧告に従わなければならない。(RR3.14)
- ⑮ 減幅電波(B電波)の発射は、すべての局に対して禁止する。(RR3.15)

## 3. 無線周波数又はチャンネルの分配及び割当て

分配 (Allocation)	特定の条件の下で1若しくは2以上の地上無線業務、宇宙無線業務又は電波天文業務に使用するため、一定の周波数帯を周波数分配表において指定すること。又、指定された周波数帯を更に細分化して指定すること(RR1.16)
割当て (Assignment)	局が特定の条件の下で無線周波数又はチャンネルを使用することに対して主管庁が与える許可(RR1.18)

「周波数分配表」の一部

## 162.0375-230MHz

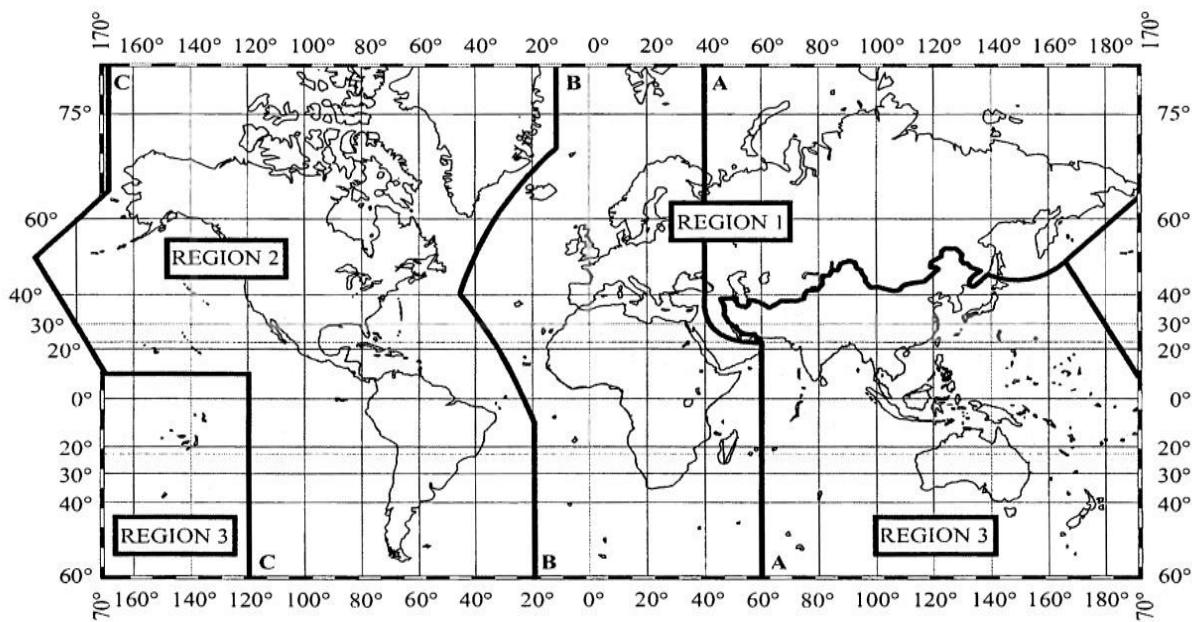
業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
162.0375-174 固定 移動(航空移動を除く。) S 5.226 S 5.229	162.0375-174 固定 移動 S 5.226 S 5.230 S 5.231 S 5.232	162.0375-174 固定 移動 S 5.226 S 5.230 S 5.231 S 5.232
174-223 放送  S 5.235 S 5.237 S 5.243	174-216 放送 固定 移動 S 5.234  216-220 固定 海上移動 無線標定 S 5.241 S 5.242  220-225 アマチュア 固定 移動 無線標定 S 5.241	174-223 固定 移動 放送  S 5.233 S 5.238 S 5.240 S 5.245  223-230 固定 移動 放送 航空無線航行 無線標定 S 5.250
223-230 放送 固定 移動  S 5.243 S 5.246 S 5.247		

S 5.229 代替分配：モロッコでは、162-174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。この周波数帯の使用は、分配表に従って運用中の又は計画された業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。1981年1月1日に現存する局は、その時点における技術特性による限りは、この同意によって影響を受けない。

S 5.230 付加分配：中国では、163-167MHz の周波数帯は、第S 9.21号に定める同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務（宇宙から地球）にも分配する。

S 5.231 付加分配：アフガニスタン、中国及びパキスタンでは、167-174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯における放送業務の導入は、影響を受けるおそれがある業務を有する第三地域の隣接国との同意を得ることを条件とする。

## 周波数帯の分配のための地域区分



1) 一次業務と二次業務(RR5.23～RR5.33)

同一の周波数帯を、世界的又は地域的基礎で2以上の業務に分配する場合には、それらの業務を、有害な混信からの保護を受ける程度により、一次業務と二次業務に区分する。

一次業務の局	有害な混信からの保護を要求できる点において二次業務の局に優先する。
二次業務の局	周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の局に有害な混信を与えてはならない (RR5. 29)
	周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の局からの有害な混信に対して保護を要求することができない (RR5. 30)
	周波数が後日割り当てられる同一又は他の二次業務の局からの有害な混信に対して保護を要求することができる (RR5. 31)

## 2) 付加分配と代替分配(RR5.34 - RR5.41)

周波数分配表の表内ではなく、分配表の脚注に示すことによって周波数帯の分配を示すことがある。この方法による分配には「付加分配 (Additional Allocations)」と「代替分配(Alternative Allocations)」がある。

付加分配	ある周波数帯を地域より狭い地方又は特定の国において「一定の業務にも分配する」こと
代替分配	その地方又は国において分配表に示されている分配に代えて、ある周波数帯を地域より狭い地方又は特定の国において「1又は2以上の業務に分配する」こと

付加又は代替分配を受けた業務は、原則として一次業務の位置づけとなる。

## 4. 周波数割当て及び使用（第II章、第4条、RR4. 1～RR4. 22）

局に周波数を割当てて使用するためには、次の一般原則が適用される。（第II章、第4条）

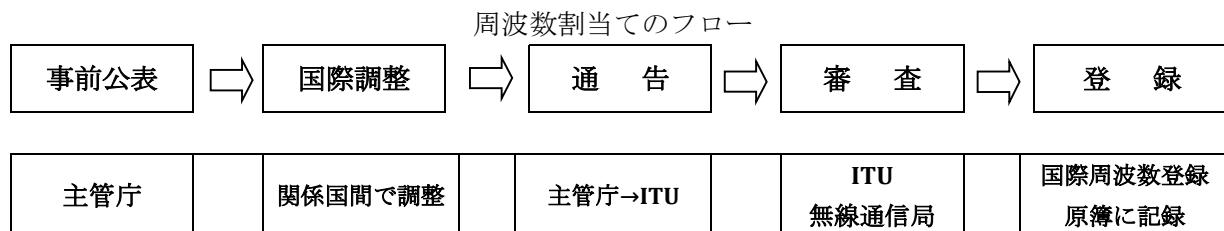
- ① 構成国は、使用する周波数の数およびスペクトルを必要な業務の運用を十分に確保するために欠くことのできない最小限にとどめるよう努力する。このため、構成国は、改良された最新の技術をできる限り速やかに適用するよう努力する。(RR4. 1)
- ② 構成国は、他国の局が行う業務に有害な混信を生じさせるおそれがある局に周波数を割り当てる場合には、周波数分配表その他この規則の規定に従って割当てを行うことを約束する。(RR4. 2)
- ③ 新たな割当て又は現存する割当ての周波数その他の基本的特性の変更は、周波数分配表その他RRの規定に従って割当てられ、かつ、その割当ての特性が国際周波数登録原簿に記録されている周波数を使用する局が行う業務に有害な混信を生じさせることを避けるように行われなければならない。(RR4. 3)
- ④ 構成国の主管庁は、周波数分配表又はRRのその他の規定に反していかなる周波数も局に割当ててはならない。ただし、周波数割当ての使用において、憲章、条約及びRRの規定に従って運用する局が行う業務に有害な混信を生じさせないこと及び有害な混信からの保護を要求しないことを明示の条件とする場合はこの限りでない。(RR4. 4)
- ⑤ ある業務の局に割当てる周波数は、局に割当てる周波数帯を考慮し、隣接周波数帯を分配された周波数帯の境界から隔たっていなければならない。(RR4. 5)
- ⑥ 有害な混信の事例の解決に当たっては、電波天文業務は、無線通信業務として取り扱う。もっとも、電波天文業務に与えられる他の周波数帯の業務からの保護は、他の周波数帯の業務が相互に与える保護と同程度までとする。(RR4. 6)
- ⑦ 有害な混信の事例の解決に当たっては、宇宙研究業務(受動)及び地球探査衛星業務(受動)は、異なる周波数帯の他の業務から保護される。ただし、この保護は、他の業務が相互に与える保護と同程度までとする。(RR4. 7)

- ⑧ ある周波数帯が隣接する地域又は小地域において同じ種類（第5条第I節及び第III節参照）の異なる業務に分配されている場合には、運用上同等の権利があることを原則とする。  
したがって、ある地域又は小地域における各業務の局は、他の地域又は小地域の業務に有害な混信を生じさせないように運用しなければならない。（RR4.8）
- ⑨ この規則の規定は、遭難局又はそれを援助する局が注意を喚起し、その状態及び位置を通報し、又は援助を受けるため、利用することができるいかなる無線通信手段をもとることを妨げない。（RR4.9）
- ⑩ 構成国は、無線航行業務その他の安全業務が安全に関する役割を果たすには、これらの業務に有害な混信が生じないことを確保するための特別な処置が必要であることを認める。したがって、周波数の割当て及び使用に当たっては、この要件に留意する必要がある。（RR4.10）
- ⑪ 構成国は、長距離伝搬特性を持つ周波数のうち5 -30MHzの間の周波数帯の周波数が長距離通信に対して特に有効であることを認めて、この通信のためにこれらの周波数帯が短距離通信又は中距離通信に使用されるときは、必要最低限の電力を使用しなければならない。（RR4.11）
- ⑫ 5-30MHzの間の周波数帯の周波数に対する要求を減少させ、かつ、これによって長距離通信に対する有害な混信を防止するため、主管庁は、できる限り他の通信方法を使用することを奨励される。（RR4.12）
- ⑬ 主管庁は、やむを得ない特別の事情があるときは、この規則によって許される通常の運用方法の例外として、次に挙げる特別の運用方法を採用することができる。この場合においては、局の特性が国際周波数登録原簿に記載されたものに適合することを唯一的条件とする。
- 固定業務の局又は固定衛星業務の地球局は、第5.28号から第5.31号までに定める条件に従い、その通常の周波数で移動局に送信することができる。
  - 陸上局は、第5.28号から第5.31号までに定める条件に従い、固定業務の固定局、固定衛星業務の地球局又は同一種類の他の陸上局と通信することができる。（RR4.13 - 4.15）
- ⑭ 高高度プラットフォーム局への送信又はこの局からの送信は、第5条に明確に定められた周波数帯に限る。（RR4.15A）
- ⑮ もっとも、人命の安全又は船舶若しくは航空機の安全に関する場合には、陸上局は、固定局又は他の種類の陸上局と通信することができる。（RR4.16）
- ⑯ 主管庁は、特定の固定地点から1又は2以上の固定地点へ一方的に伝送することを許可した局に対し、固定衛星業務に分配された周波数帯の周波数を割り当てることができる。ただし、この伝送は、一般公衆によって直接受信されることを目的としたものであってはならない。（RR4.17）
- ⑰ 移動局で、その通信相手の海岸局に適用する周波数許容偏差に適合する発射を使用するものは、その海岸局と同一の周波数で送信することができる。ただし、海岸局がこの送信を請求したこと及び他の局に有害な混信を生じさせないことを条件とする。（RR4.18）
- ⑱ 第31条、第51条及び付録第13号に規定する一部の事例において、航空機局は、海上移動業務の局と通信するため、海上移動業務に分配された周波数帯の周波数を使用することができる。（RR4.19）
- ⑲ 航空機地球局は、海上移動衛星業務の局を経由して公衆電信電話通信網と通信するため、海上移動衛星業務に分配された周波数帯の周波数を使用することが許される。（RR4.20）
- ⑳ 例外的に、陸上移動衛星業務の陸上移動地球局は、海上移動衛星業務及び航空移動衛星業務の局と通信することができる。この運用は、RRの関連規定に従い、かつ、第4.10号を考慮し、関係主管庁の同意を条件とする。（RR4.21）
- ㉑ 遭難、警急、緊急又は安全の通信のためにこの規則で指定した国際遭難周波数及び国際非常用周波数によるこれらの通信に有害な混信を生じさせるおそれがある発射は、すべて禁止する。世界的基礎よりも地理的に限定された基礎で使用することができる捕助的な遭難周波数は、適当な保護を受けるものとする。（RR4.22）

## 5. 周波数割当て及び計画変更の手続き（第III章、第7条～第14条）

無線局に対する周波数割当てに関しては、RR第III章「周波数割当て及び計画変更の調整通告及び登録」が適用される。この場合における「周波数割当て」とは、新たな周波数割当て又は既に登録されている割当ての変更の両方をいう。更に、静止衛星軌道又は非静止衛星軌道の宇宙局については、その軌道情報（RR付録第4号第2A付属書A.4項参照）を含む。

各無線局が使用する電波の周波数は、この手続きを経て、ITUの「国際周波数登録原簿（Master International Frequency Register）」に記録されることにより、国際的に認知されRRに規定する権利を主張することができるうことになる。



## 6. 混信（第IV章、第15条）

**混信**：発射、輻射若しくは誘導又はこれらの組合せによる不要なエネルギーのため、無線通信系における受信の際に、この不要なエネルギーがない場合に選択することができる情報の品質低下、歪又は消失として現れる影響（RR1.166）

有害な混信 (RR1.169)	無線航行業務その他の安全業務の機能を害し、又はこの規則に従って行われる無線通信業務の運用を著しく低下させ、妨害し若しくは反復的に中断する混信
許容し得る混信 (RR1.167)	観測され、又は予測される混信であって、RR、ITU-Rの勧告又はRRにいう特別協定に定める混信のレベル又は共用の基準を満足するもの
容認した混信 (RR1.168)	許容し得る混信のレベルを超える混信であって、2以上の関係主管庁間で他の主管庁を害することなく合意されたもの

これらの混信のうち、円滑な無線通信の実施の面で、その制御が問題となるのは「有害な混信」であり、その防止について、特に多くの規定が設けられている。

「許容し得る混信」及び「容認した混信」は、主管庁相互間の周波数割当ての調整の際に使用される用語及び混信の概念である。

- 1) 無線局からの混信(RR15.1～RR15.11)
- 2) 電気機器及び電気設備からの混信(RR15.12～RR15.12.1)
- 3) 産業科学医療用の機器からの混信(RR15.13～RR15.13.1)
- 4) 有害な混信の防止(RR15.22～RR15.46)

## 7. 無線通信の秘密の確保（第V章 第17条）

- ① 主管庁は、条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を禁止し、及び防止するため必要な措置を執ることを約束すること(RR17.1～17.3)
  - 公衆の一般的利用を目的としない無線通信を許可なく傍受すること
  - 上記にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを公表若しくは利用すること
- ② 局の許可書を有する者は、憲章及び条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。特に傍受する意思が無く、偶然に上記に該当する無線通信を受信した場合であっても、これを再生して、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在も漏らしてはならない(RR17.4)

## 8. 局の許可書（第V章、第18条、RR18.1 - 18.11）

局の許可書	送信局は、その属する国の政府が適當な様式で、かつ、RRに従って発給する許可書が無ければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。（RR18.1）
-------	--

ただし、各国には、許可書（無線局の免許状）のない送信局も存在する（例えば、IEEE802.11シリーズの無線LAN端末、RFIDなど）。

これらについては、RR第1条(RR1.15)、第4条(RR4.4)、第5条(RR5.150, 5.138)、第8条(RR8.4)、第11条(RR11.36)の規定を考慮する必要がある。

(RR4.4)：構成国の主管庁は、周波数分配表又はRRのその他の規定に反していかなる周波数も局に割当ててはならない。ただし、周波数割当ての使用において、憲章、条約及びRRの規定に従って運用する局が行う業務に有害な混信を生じさせないこと及び有害な混信からの保護を要求しないことを明示の条件とする場合はこの限りでない。

(RR1.15)：産業科学医療用(ISM)の周波数帯（無線周波エネルギーを発生させて限られた場所で、電気通信分野における用途を除く産業用、科学用、医療用、家庭用その他これらと類似の用途に利用するための設備又は装置の運用をするための周波数帯）

(RR5.150, RR5.138) 産業科学医療用(ISM)

RR5.150	RR5.138
13, 553 - 13, 567kHz	6, 765 - 6, 795kHz
26, 957 - 27, 283kHz	433. 05-434. 79MHz **
40. 66 - 40. 70MHz	61 - 61. 5GHz
902 - 928MHz *	122 - 123GHz
2, 400 - 2, 500MHz	244 - 246GHz
5, 725 - 5, 875MHz	
24 - 24. 25GHz	

\* 第二地域に限る

\*\* RR5.280に定める国を除く第一区域に限る

\*\*\*\*\*

### 【チェックポイント1】

1. ITUとはどのような機関ですか？
2. ITUの基本文書にはどのようなものがありますか？
3. 「国際電気通信業務を利用する公衆の権利」についてITU憲章に規定するところを述べなさい。
4. 「人命の安全に関する電気通信の優先順位」についてITU憲章に規定するところを述べなさい。
5. 「無線通信業務」と「無線局の種別」の間にはどのような関係がありますか？
6. 「周波数帯の分配」と「周波数の割当て」の違いは何ですか？
7. 周波数帯の分配における「一次業務」と「二次業務」の違いは何ですか？
8. RRで定める「混信」にはどのようなものがありますか？  
また、電波を利用する上で特に問題とされる混信は何ですか？
9. 電波を発射する無線局(送信局)の設置について、RRにはどのような規定がありますか？
10. 電気通信の秘密の確保について、ITUの基本文書にはどのような規定がありますか？